

時とき 所ところ 内内容 対対象・定員 料料金 持持ち物  
申申し込み 問問い合わせ・申込先 Fファックス Eメール

弘前地区環境整備センタープラザ棟の体験教室

①小枝のおひな様作り教室

楽しくリユースとリサイクルを体験して、オリジナルのおひな様を作ってみませんか。

時 2月8日(土)、午前9時30分～11時30分

その他 作業がしやすく汚れてもよい服装で参加を。

②アロマワックスボール作り教室

ボール型アイスの容器と使い残しのろうそく、ドライフラワーを使って、エコでかわいいインテリア雑貨を作ってみませんか。

時 2月15日(土)、午前9時30分～正午

～共通事項～

対 小学生以上＝各15人(小学生は保護者同伴)

申 ①は1月24日(金)までに、②は1月31日(金)までに、電話かEメール(教室名・氏名・年齢・住所・電話番号を明記)で。

※それぞれ2人まで応募可能/応募多数の場合は抽選で決定し、①は1月31日(金)までに、②は2月7日(金)までに、結果を応募者全員にお知らせします。

問 弘前地区環境整備センタープラザ棟(町田字筒井、

☎ 36-3388、E plaza-ebarahirosaki@ebarara.com、受け付けは午前9時～午後4時、(月・祝日の場合は翌日)は休み



安全・生活環境・防災

屋根の雪下ろし用命綱などを貸し出します

屋根の雪下ろし中の事故を未然に防止するため、命綱などを貸し出ししています。数に限りがありますので、借りる当日に貸出場所へお問い合わせください。

貸出用品 命綱、安全带およびヘルメット一式

貸出期限 3月25日(火)まで

※1回あたりの貸出期間は貸出日から原則5日間/事前の予約はできません。

貸出場所

- ①弘前消防署(本町、☎ 32-5199)
  - ②東消防署(城東中央5丁目、☎ 27-1151)
  - ③柘形分署(豊原1丁目、☎ 33-4311)
  - ④西北分署(小友字神原、☎ 93-3310)
  - ⑤西分署(鳥井野字宮本、☎ 82-3311)
- 問 市民協働課(☎ 35-1664)



空き家を適正に管理しましょう

問 建築指導課(☎ 40-0522)

空き家を適切に管理しないと老朽化が進み、台風や地震などで建物や塀が倒壊したり、樹木が倒れたりすることもあります。近隣の建物に被害を与えたり、他人にけがをさせたりした場合、空き家の所有者や管理者は、損害賠償などで管理責任を問われることがあります。

冬は空き家の積雪により、被害が生じないように適正な管理をお願いします。

冬に特に注意すること

- 屋根雪が道路や隣地に落ちないか
- 庭木に積もった雪が道路や隣地に落ちないか
- 積雪により空き家が倒壊しないか
- 落雪により空き家の窓ガラス等が破損しないか

対策

- こまめに屋根雪を降ろす
- 屋根に雪止めを設置する  
※積雪の重さにより、空き家が倒壊等する恐れがないか注意してください。
- 空き家の管理を事業者に委託する

空き家等管理代行サービス

自主的な維持管理が困難な人や、遠方に居住している所有者等を支援するため、所有者等が費用負担し、民間事業者が空き家等の管理(建物の外観・屋根・窓等の破損確認・通気・除草・郵便物の転送・除雪・雪下ろしなど)を代行するサービスです。

※右上表の事業者は、弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定を締結している、(公社)青森県宅建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会青森県本部に加盟している不動産会社のうち、空き家等管理代行サービスを実施している事業者です。料金やサービス内容は、各実施事業者へお問い合わせください。

事業者名	電話番号
(株)アート不動産(本町)	☎ 31-8131
ビジョナリー・アンド・カンパニー(株)(土手町)	☎ 38-0980
(株)創和不動産(外崎5丁目)	☎ 88-7716

重要文化財

旧弘前偕行社の公開を開始

問 文化財課(☎ 82-1642)

市では、旧弘前偕行社を公有化し、12月1日から公開と貸室使用を開始しました。



見学

開館時間 午前9時30分～午後4時30分

休館日 毎週(火)と12月29日～1月3日

※弘前さくらまつり、弘前ねぶたまつり、弘前城菊と紅葉まつり、弘前城雪燈籠まつりの期間中は無休

その他 ガイド付きの見学は予約制です。

区分	個人	団体
小・中学生	100円 (ガイド付き=100円)	無料(5人以上) (ガイド付き=無料)
高校生以上	300円 (ガイド付き=500円)	200円(25人以上) (ガイド付き=300円)

※障がい者、65歳以上の市民、市内在住の小・中学生および外国人留学生、ひろさき多子家族応援パスポート持参の人は無料。年齢・住所が確認できるものの提示を。



貸室使用

室等名	1時間あたり
1棟	26,400円
会場	10,600円
客室(南)	1,200円
客室(北)	1,200円
小集会所	1,700円
庭園(敷地)	7,300円

※付属設備の使用には別途使用料が必要です。



空き家に関する相談セミナー

管理不全状態の空き家が発生する主な要因の一つである「相続」に関するセミナーを、講師に法務局職員を招いて開催します。

時 2月25日(火)、午後6時～7時

所 サンライフ弘前(豊田1丁目)研修室A・B

対 30人(先着順)

申 2月18日(火)までに、電話かファクスまたは弘前市電子申請・届出システム(氏名・電話番号・参加人数・相続に関する質問を明記)で。

問 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局(建築指導課内、☎ 40-0522、F 38-5866)



灯油などの流出事故にご注意ください

例年、冬期における油流出事故が多発しています。原因は、家庭や事業所などのホームタンクのバルブや配管の劣化、除雪作業による配管の破損、ホームタンクから小分けにする際の不注意によるものがほとんどです。油類が流出すると、側溝や水路を通じて河川に

も流出し、河川の環境や水生生物に影響を及ぼすほか、場合によっては水道用水の取水停止などの重大な事態を招く場合もあります。

油類の回収・除去などの処理費用は、原因者の負担となりますので、十分に注意してください。

なお、油類の流出を発見した場合は、市役所や消防署まで、連絡をお願いします。

問 環境課(☎ 36-0677)



— 有料広告 —